

第6回フード！スマイルフェスティバル in ふじえだ業務 プロポーザル方式実施要領

この要領は、第6回フード！スマイルフェスティバル in ふじえだ業務の契約候補事業者を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるものとする。

1 業務概要

(1) 業務名称

第6回フード！スマイルフェスティバル in ふじえだ業務

(2) 業務目的

「藤枝の食」を基本テーマとして、生産者や市民、企業などが連携した「食」のまちづくりを「フード！スマイル推進事業」と称し、『“幸せになるまち” 藤枝づくり～まち・自然・文化と共生 未来へ飛躍～』の理念のもと、藤枝市の新しい食の誕生や産業の交流、国内外の都市間連携強化及び情報発信、異業種連携を目指すため、その披露の場として「食」に関するフェスティバルを開催する。

また、男女共同参画・多文化共生課所管イベントの「ふじえだ World フェスタ」を隣接する市武道館で開催することにより、一層の賑わいを創出する。

(3) 業務内容

別紙仕様書のとおり

(4) 業務期間

契約の日から令和5年11月30日まで

(5) イベント開催日時及び会場

日時：令和5年10月29日（日）午前9時から午後3時まで

会場：藤枝市民体育館・武道館（藤枝市駅前3-21-1）

(6) 実施形式

公募型プロポーザル方式

(7) 見積限度額

3,250千円を上限とする（消費税及び地方消費税を含む※）

※消費税は10%で計算すること

(8) 支払条件

完了払い

（事業完了後、請求があった日から30日以内に指定金融機関口座に支払う）

2 参加資格

次に掲げる全ての要件を満たす事業者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に該当する者でないこと（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む）。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定に基づく藤枝市の入札参加資格基準による入札参加の資格制限に該当しないこと。
- (3) 藤枝市建設工事等入札参加資格または藤枝市物品等入札参加資格を有していること。

- (4) 藤枝市入札参加資格停止措置要綱による入札参加停止、藤枝市工事請負契約等に係る暴力団及び関係者排除措置要領による指名排除を受けていないこと。

3 募集内容

(1) 募集方法

本プロポーザル方式実施要領を藤枝市ホームページに掲載して行う。

(2) 申込方法

参加申込みは「6 参加申込及び参加資格審査」に従って必要書類を提出することにより行い、参加資格の審査を受けるとともに、「7 企画提案書作成方法」に従って企画提案書類を提出することにより、本プロポーザルへの応募とする。

(3) 応募期間

ア 参加申込

令和5年5月15日（月）～5月29日（月）午後5時（必着）

イ 企画提案

令和5年5月17日（水）～6月1日（木）午後5時（必着）

4 候補事業者決定方法

参加資格審査及び企画提案審査により決定する。詳細は「8 審査方法」を参照のこと。

5 質疑応答及び説明会

(1) 質問書の提出方法

任意様式に記入の上、持参又は郵送・Eメールにより提出すること。持参による提出は、土曜、日曜、祝日を除く平日の午前8時30分から午後5時までとする。電話による質問の受付は行わない。

(2) 提出期限

令和5年5月19日（金）午後5時（必着）

(3) 提出先

郵送・持参の場合 〒426-0026 静岡県藤枝市岡出山2丁目15番25号
藤枝市産業振興部産業政策課 宛

Eメールの場合 sangyoseisaku@city.fujieda.shizuoka.jp

(4) 質問に対する回答及び回答日

令和5年5月22日（月）に市ホームページに質問及び回答内容を掲載する。

(5) 説明会

本プロポーザルに関する説明会は実施しない。

6 参加申込及び参加資格審査

(1) 参加申込方法

下記のとおり必要書類を提出することによって参加の申込とする。

ア 提出書類（各1部）

(ア) 参加申込書（第1号様式）

(イ) 返信用封筒（送付用の切手を貼付したもの）※参加資格審査結果通知書用

イ 提出方法

持参又は郵送（配達証明付き郵便書留）により提出すること。持参による提出は、土曜、日曜、祝日を除く平日の午前8時30分から午後5時までとする。

ウ 提出先

〒426-0026 静岡県藤枝市岡出山2丁目15番25号
藤枝市産業振興部産業政策課 宛

エ 提出期間

令和5年5月15日（月）～5月29日（月）午後5時（必着）

(2) 参加資格の審査及び審査結果通知

「2 参加資格」に定める要件を満たすか審査し、審査結果は、土曜、日曜、祝日を除く3日以内を目安とし、令和5年5月31日（水）までに申込者に書面で通知する。なお、参加資格に満たないと判断された事業者は、通知をした日の翌日から起算して7日以内にその理由について書面（任意様式）にて説明を求めることができる。回答は書面により行う。

7 企画提案書作成方法

参加資格を有する申込者は、下記のとおり企画提案書類を提出するものとする。

(1) 提出書類（正本1部、副本14部）

ア 会社概要（様式は任意）

※パンフレットなど会社等の概要がわかるものを添付すること。

イ 同種・類似業務実績調書（第2号様式）

ウ 業務の実施体制調書（第3号様式）

エ 企画提案書（様式は任意）

※運営体制、実施内容を必ず記載すること。

オ 見積書（明細書も添付。様式は任意）

※消費税及び地方消費税（税率は10%で計算すること）を含む額とし、具体的経費を積算した内訳書を添付すること。

(2) 提出方法

持参又は郵送（配達証明付き郵便書留）により提出すること。持参による提出は、土曜、日曜、祝日を除く平日の午前8時30分から午後5時までとする。

(3) 提出先

〒426-0026 静岡県藤枝市岡出山2丁目15番25号
藤枝市産業振興部産業政策課 宛

(4) 提出期間

令和5年5月17日（水）～6月1日（木）午後5時（必着）

(5) 企画提案のポイント

フェスティバルの運営管理やイベント企画等について充実した内容を求めます。

8 審査方法

候補事業者の選定にあたっては、プレゼンテーションを開催し、企画・提案の内容、事業の実施能力等を評価、採点する。

なお、食イベントと食育イベントは同時開催の事業であり、相互の事業連携や集客効果等を考え、一括での提案とするため、業者選考も一括して行う。

(1) 開催日時

令和5年6月5日（月）午後4時から順次実施

※実施時間は参加事業者に別途連絡する。

(2) 会場

藤枝市役所 南館2階 会議室（藤枝市岡出山2丁目15番25号）

(3) 説明時間

説明 20分以内、質疑応答 10分程度

※説明準備は説明時間に含めない。説明は制限時間を超えた場合、途中終了とする。

(4) 説明方法

説明者は、本業務に携わる担当者4名以内とし、説明は企画提案書等に従い簡素明瞭に行うこと。追加提案や追加資料の配布は原則として認めない。ただし、これらを踏まえた上でパソコン・プロジェクターによる説明は許可する。この場合、パソコン等は参加事業者が用意すること。（プロジェクター、スクリーン、HDMI ケーブルは藤枝市が用意する）

(5) 審査基準

別表 審査点数表 のとおり

(6) 審査方法

ア 候補事業者の選定は、別表審査点数表に基づき、審査委員会の各委員の評価点の合計を加算して順位をつけ、最も評価点の高い提案事業者を、審査委員会の合議の上、候補事業者として選定する。なお、評価点の合計が同点となる者が2者以上あるときは、審査委員会の合議により順位を決定する。

イ 委託業務の品質確保を図る為、候補事業者の選定にあたっての失格基準として、評価点の合計点が60%未満だった場合は、失格とする。

9 審査結果

令和5年6月9日（金）に参加者に郵送するとともに藤枝市のホームページで公表する。審査結果の公表にあたっては、審査日時、参加事業者名及び所在地、審査項目及び配点表、最高得点者の名称、点数表を公表する。

なお、候補事業者として選定されなかった事業者は、通知をした日の翌日から起算して7日以内にその理由について書面（任意様式）にて説明を求めることができる。回答は書面により行う。

10 スケジュール

内 容	期 間
実施要領の公表	令和5年5月15日（月）
質問提出期限	令和5年5月19日（金）午後5時必着
質問への回答	令和5年5月22日（月）
参加申込書提出	令和5年5月15日（月）～5月29日（月）午後5時

参加資格審査結果通知	令和5年5月31日（水）までに随時（参加申込書受理日から土曜、日曜、祝日を除く3日以内を目安とする）
企画提案書提出	令和5年5月17日（水）～6月1日（木）午後5時
プレゼンテーション・審査会	令和5年6月5日（月）午後4時から
審査結果通知	令和5年6月9日（金）
見積合せ執行	令和5年6月下旬（予定）（契約候補事業者に別途通知）
随意契約締結	令和5年6月下旬（予定）

（注）本市の競争入札参加資格の審査を受けていない者の資格申請

プロポーザルに参加する者で、藤枝市の競争入札参加資格の審査を受けていない者は、次に記載した期間及び場所により当該入札参加資格の認定を受けてください。

- ・ 期 間 令和5年5月15日（月）から令和5年5月19日（金）まで
- ・ 場 所 藤枝市総務部契約検査課

11 参加申込者の失格要件

- (1) 応募資格を満たさない事業者又は契約候補事業者を決定するまでの間に資格要件を満たさなくなった場合
- (2) 応募書類に虚偽の記載をした場合
- (3) 本実施要領における諸条件に違反した場合
- (4) 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

12 提案書等の失格要件

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) プロポーザル方式実施要領等で示された、提案書の提出方法、提出期限、提出先、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (3) 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為があった場合
- (4) 上記(1)から(3)に定めるもののほか、指示した条件に違反した場合

13 提案書等の取扱い

- (1) 提出された提案書等は、返却しない。
- (2) 提案書等の作成及び提出に要する費用は、参加事業者の負担とする。
- (3) 提案書の作成については、1事業者1提案とし、提案書を受け付けた後の追加及び修正は、原則認めないこととする。

14 提案書の著作権

- (1) 提案書等の著作権は、当該提案書等を作成した者に帰属する。
- (2) 藤枝市は、プロポーザル方式の手続き及びこれに係る事務処理において必要があるときは、提出された提案書等の全部又は一部の複製等を行うことができる。
- (3) 藤枝市は、参加事業者から提出された提案書等について、藤枝市情報公開条例（平成13年条例第2号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができる。

15 契約の締結

藤枝市は契約候補事業者と協議し、企画・提案内容を反映した仕様書を調整のうえ、契約候補事業者と見積合せを行い、予定価格の範囲内で随意契約を締結するものとする。

ただし、契約候補事業者が、地方自治法施行令第167条の4第1項又は第2項の規定する者に該当することになった場合は、契約を締結しない。この場合、次順位候補事業者を契約先相手方に選定する。

16 留意事項

本プロポーザルの応募に要する一切の費用は、参加事業者の負担とする。

17 問い合わせ先

藤枝市産業振興部産業政策課

電 話 054-643-3165

F A X 054-631-9082

メール sangyoseisaku@city.fujieda.shizuoka.jp

審査点数表

評価項目	評価の視点	配点
1, 総合判断		10
①	業務の遂行 請負う意欲・責任感があり、業務が着実に遂行できる	10
2, 会場設営に関すること		25
①	来場者への配慮 ・来場者をスムーズに誘導する工夫がある ・雨天時の対応策がある	5
②	出展者への配慮 搬入出がスムーズにできる配慮がある	5
③	ゴミ処理対策 環境に配慮したゴミ処理ができる	5
④	安全対策 子供・老人・障害者に対する配慮がある	5
⑤	清掃対策 開催中、開催後の清掃計画ができています	5
3, 企画内容に関すること		45
①	集客力の向上 ・集客のための告知に優れている ・雰囲気づくりに優れており、来場者が楽しめる提案がある	15
②	開催目的の反映 趣旨が理解されている	5
③	出展者のPR 出展者や出展商品をPRする工夫がある	10
④	ステージ等の有効活用 体育館ステージ、武道館スペースを有効活用している	5
⑤	事故・緊急時の体制と対応 連絡体制が適切である	5
⑥	経費の削減策 具体的な削減策がある	5
4, 地域産業の振興に関すること		15
①	市内事業者の活用・活性化 市内の事業者・食材を十分に活用している	15
5, 金額に関すること		5
①	参考金額 見積金額及び提案内容に対する見積書の構成	5
合計点数		100